

公益財団法人三島海雲記念財団
役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人三島海雲記念財団（以下「この法人」という。）の定款第20条及び第36条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4)評議員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費・旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、理事長、常勤役員、非常勤役員及び評議員の職務執行の対価として、別表の基準により、報酬を支給することができる。

2 理事長及び常勤役員の報酬月額、別表の基準に基づき、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬の支給日)

第4条 理事長及び常勤役員に対する報酬は、月額をもって支給するものとし、非常勤役員及び評議員に対する報酬は、月次に集計し、毎月一定の日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人三島海雲記念財団の設立の登記の日から施行する。(平成22年7月23日理事会及び評議員会議決)

(改 定)

平成27年3月18日改定(平成27年3月18日 評議員会議決)

平成28年3月10日改定(平成28年3月10日 評議員会議決)

平成29年4月6日改定(平成29年4月6日 評議員会議決)

平成30年3月13日改定(平成30年3月13日評議員会議決)、平成30年1月1日より適用

(別 表)

役員及び評議員の報酬基準

(別 表) 役員及び評議員の報酬基準

(別表) 第1 理事長の報酬月額 600,000円以内とする。

(別表) 第2 常勤役員の報酬月額 600,000円以内とする。

(別表) 第3 非常勤役員の報酬

1) 理事会又は評議員会に出席した場合

一日当たり 33,000円とする

2) 監事の監査業務を行う場合

一日当たり 33,000円とする

3) 財団業務に対する補佐及び助言等、理事長の要請により特別の職務を行う場合

一日当たり 33,000円とする

(別表) 第4 評議員の報酬

評議員会に出席した場合、

一日当たり 33,000円とする。

但し、上記別表第3及び第4の報酬額は、源泉所得税控除後の額とする。

以上